

条例第 59 条に基づく個人情報の保護に関する重要な事項に係る諮問審議に関する議事録

【審議会会長】

最初に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を大阪市個人情報保護審議会の所掌事務に追加並びに大阪市個人情報保護審議会の部会制導入及び委員増について」の諮問について審議を行います。

事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは、諮問しました内容について、説明させていただきます。

お手元にあります諮問書を 1 枚めくっていただき、1 ページ目をご覧ください。

まずははじめに、「第 1 審議会の新たな所掌事務として番号法に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検を追加することについて」を説明させていただきます。

社会保障・税番号制度とは、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であります。

この番号制度の主な目的とは、(2)のアに記載しています「行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようとする。」をはじめ、アからエまでに記載しました内容であります。

番号制度による番号利用の基本的考え方ですが、お手元にあります資料 2 の 2 枚目裏面をご覧ください。

番号法第 3 条に規定する基本理念では、第 1 項で「個人番号及び法人番号の利用は、この法律に定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。」とした上で、第 1 項第 4 号で「個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいする事がないよう、その管理の適正を確保すること」と規定しております。

それでは、諮問書に戻っていただきまして、2 ページをご覧ください。

個人番号をその内容に含む個人情報であります特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価、いわゆる特定個人情報保護評価を実施することが、番号法第 27 条で規定されています。

評価の主な目的は、(2)に記載しています「事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止」と「国民・住民の信頼の確保」であります。

評価の内容につきましては、(3)に記載のとおり「諸外国で採用されているプライバシー影響評価、PIA に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定

個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じてることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言する」としたもので

す。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が対象であり、個人のプライバシー等の権利利益に対し影響を与える可能性の観点から、しきい値判断を行い、「事務の対象人数」や「特定個人情報ファイルの取扱者数」、「特定個人情報に関する重大事故の有無」といった定められた判断項目に基づき、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価のレベルを判断します。

その「しきい値判断」の結果を受けて、作成する評価書が決定されます。

評価書の種類として、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」、「全項目評価書」の3種類があります。

「しきい値判断の流れ」及び「特定個人情報保護評価の仕組み」につきましては、3ページに掲載しております。

各評価書の内容につきましては、資料5「特定個人情報保護評価指針」に、様式2、様式3、様式4として、それぞれ掲載されています。

それでは、諮問書の4ページをご覧ください。

しきい値判断の結果を受け、特定個人情報保護評価を行った場合、番号法及び番号法を実施するために定められた「特定個人情報保護評価に関する規則」に基づき、特定個人情報保護評価の第三者点検を受けることとなっています。

第三者点検の方法は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」により、原則として条例等に基づき設置する個人情報保護審議会等の合議制の機関による点検を受けることが想定されているところです。

参考3をご覧ください。

「特定個人情報保護評価に関する規則」第7条第4項では、「…評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適當と認められる者の意見を聴くものとする。」と規定されています。

また、「特定個人情報保護評価指針」第5の3(3)イでは、「地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価について、…第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとする…。」と記載されています。

ただ今申し上げました規定又は記載につきましては、お手元にあります資料3「特定個人情報保護評価に関する規則」の3枚目表面にあります第7条第4項に、また、資料5「特定個人情報保護評価指針」の9ページ「イ 地方公共団体等の場合」の第4段落以降に記載されています。

そこで、本市の実施機関が行う特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性の審査に当たっては、個人情報保護や情報システムに知見を有する者で構成され、実施機関が新たに保有個人情報の電子計算機処理を行おうとするときをはじめ、個人情報を取り扱う場合に、実施機関の諮問に応じて審議を行うとともに意見を述べていただいています「大阪市個人情報保護審議会」に第三者点検の任を担っていただくことが最も適切であると考えております。

続きまして、諮問書の6ページをご覧ください。

「第2 審議会の部会制の導入及び委員増について」を説明させていただきます。

参考5の「不服申立て等に係る諮問案件の処理状況」にありますとおり、近年、審議会への不服申立て等に係る諮問件数が増加傾向にあり、新規諮問件数が処理件数を大幅に上回っている状況にあります。

そこで、諮問案件処理の迅速化に向け、審議会に部会制を導入し、また、番号法の施行に伴い審議会の開催回数を増やすざるを得ないことから、審議会委員を現行の6人以内から10人以内に増員したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

【審議会会長】

ただ今の「特定個人情報保護評価における第三者点検を大阪市個人情報保護審議会の所掌事務に追加する」こと、並びに「大阪市個人情報保護審議会に部会制を導入し委員を増員する」ことにつきまして、委員の皆さん、御意見や御質問はございますか。

(各委員から意見なし)

【審議会会長】

それでは、「特定個人情報保護評価における第三者点検を大阪市個人情報保護審議会の所掌事務に追加する」こと、及び「大阪市個人情報保護審議会に部会制を導入し委員を増員する」ことについて、御異議ございませんか。

【各委員】 異議なし

【審議会会長】

では、当審議会は、諮問内容について了承します。